最終更新日：2016年2月1日
株式会社SJI
代表取締役社長　牛　雨
問合せ先：総務人事本部 総務部　TEL：03-5657-3000
証券コード：2315
http://www.sji-inc.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、長期安定的に企業価値を向上させていくことを経営目標としておりますが、そのためには株主・投資家の皆様、ビジネスパートナー、従業員、その他多くのステークホルダーの皆様の期待にお応えし、信頼をいただくことが、当社グループが持続的に成長をとげていくための基盤であると考えております。
そのため当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、法令遵守・企業倫理の徹底、迅速で的確な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制づくり・施策を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を遵守しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みについては、本報告書、株主総会招集通知、有価証券報告書等に記載しております。

＜原則1－4　政策保有に関する方針および政策保有株式の議決権行使の基準＞
1．当社の政策保有に関する方針
当社は、政策保有株式について、コーポレートガバナンス・コードを巡る環境の変化や、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、その保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針といたします。
保有の意義が認められる場合とは、取引先の成長性、将来性、もしくは再生等の観点や、現時点あるいは将来の採算性・収益性等の検証結果をふまえ、取引先および当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を言います。

2．政策保有株式に係る議決権行使基準
当社は、発行会社が適切なガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているかという観点や、当社グループの企業価値向上の観点もふまえ、総合的に賛否を判断し議決権行使を行います。
なお、会社議案に賛成できないと判断する際は、売却の要否について検討を行うことがあります。具体的な議案検討に際しては、発行会社との対話や専門部署による検証等を通じ、議案の賛否を検討します。特に、企業価値や株主利益に影響を与える可能性のある議案等（※）については、その目的および企業価値向上に向けた考え方等を確認した上で、賛否を総合的に判断いたします。
（※）例として、以下のものが含まれます。
・赤字や無配が一定期間に亘る企業の取締役・監査役選任議案および退職慰労金贈呈議案
・合併等の組織再編議案
・買収防衛議案

＜原則1－7　関連当事者間の取引＞
当社では、関連当事者間の取引については、他の資本関係のない会社と取引する場合と同様の条件による取引を基本とし、取引内容の妥当性について少数株主利益を害することのないよう対応しております。親会社からの独立性の確保の点では、経営監視委員会による助言・指導を頂き適切に対応しております。
また、取引条件および取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しています。

＜原則3－1　主体的な情報発信＞
（1）経営理念を当社ホームページにて開示しています。
（2）コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方を当社ホームページ、およびコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。
（3）取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針をコーポレートガバナンスに関する報告書および有価証券報告書にて開示しています。また、株主総会招集通知にも記載しています。
（4）新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

＜原則4－8　独立社外取締役の有効な活用＞
当社には現在、社外取締役2名、社外監査役3名が在籍しております。全社外取締役・社外監査役が、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、5名を独立役員として届出ております。
このような体制をとることで、十分に経営の監視および監督は機能するものと考えております。ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を増員する必要が発生する可能性がある場合は、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

＜原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準および資質＞
当社では、性別、年齢および国籍の区別なく、それぞれの人格および識見等を十分考慮の上、取締役として株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者を取締役候補者として選定する方針としています。この方針に基づき、取締役会において候補者を決定しております。なお、当社は、社外役員の独立性について客観的に判断するため、上場ルール等を参考にしております。社外役員候補の選定にあたっては、コーポレートガバナンスの充実の観点からその独立性の高さも重視しております。

＜原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針＞
当社では、「基本方針」「情報開示の方法」「将来の見通しについて」「沈黙機関について」からなるディスクロージャーポリシーを当社ホームページにて公表しております。（http://www.sji-inc.jp/ir/disclosure/tabid/120/Default.aspx）
当社では、総務人事本部　総務部がIR業務を担当しております。

法定および任意の開示資料、株主総会招集通知、有価証券報告書（四半期報告書）、適時開示資料、任意開示資料等について、ホームページ上に掲載しております。
また、海外の株主、投資家に対してはホームページを介して決算短信要旨を英語にて開示しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ネクスグループ	133,428,800	55.20
FISCO INTERNATIONAL (CAYMAN) L.P.	8,571,400	3.55
株式会社ノーザ	7,788,300	3.22
SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED	5,571,400	2.30
株式会社SRAホールディングス	5,050,000	2.09
株式会社SRA	5,000,000	2.07
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED	3,652,500	1.51
EPSホールディングス株式会社	3,287,900	1.36
日本証券金融株式会社	1,814,300	0.75
CBHK-PHILLIP SEC (HK) LTD-CLIENT MASTER	1,479,600	0.61

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	株式会社ネクスグループ （上場：東京）（コード） 6634

補足説明

注1　SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDより、2015年11月27日付で5,571,400株を譲渡した旨の報告を受けており、当社は東京証券取引所に譲渡報告書を提出しております。
注2　株式会社ネクスグループより、2015年11月10日付で、2015年11月10日付で5,714,200株、2015年11月27日付で4,285,700株の計9,999,900株を譲渡した旨の報告を受けており、当社は東京証券取引所に譲渡報告書を提出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	10 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主等との間の取引を行う場合は、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容の妥当性について、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応いたします。また、経営監視委員会による助言・指導を頂き対応してまいります。
※経営監視委員会につきましては、2015年8月14日付「社外委員会の検証結果を受けた当社の対応等について」および2015年12月14日付「経営監視委員会の委員長変更に関するお知らせ」をご参照ください。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の当社の親会社は株式会社ネクスグループ、株式会社フィスコおよびSEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDであります。
（株式会社ネクスグループの親会社である、株式会社フィスコ、SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDは当社の親会社に該当いたします。）
株式会社ネクスグループは、当連結会計期間において、当社の議決権総数の55.2%を保有している親会社であり、当社は株式会社ネクスグループの親会社である株式会社フィスコを中心とする企業グループに属しております。このため、親会社グループの経営方針の変更等が、当社の事業および業績に影響をおよぼす可能性があります。
当該状況に対して当社は、2016年1月28日開催の定時株主総会において、2名の社外取締役（1名重任、1名新任）および2名の社外監査役（ともに新任）を選任し、留任社外監査役を含め、社外監査役を3名体制といたしました。また、全社外取締役・社外監査役が、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、5名を独立役員として届出ております。
このような体制をとることで、十分に経営の監視および監督は機能するものと考えております。ただし、今後当社を取り巻く環境が変化すること

で、独立社外取締役を増員する必要が発生する可能性がある場合は、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。
　また、当社は取締役会の諮問機関として経営監視委員会を設置し、当社の経営に対する有益な助言・指導をおこなって頂いております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎　光雄	他の会社の出身者											
幾石　純	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎　光雄	○	―――	川崎光雄氏は、長年にわたり株式会社カテナシアの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバンス強化に寄与していただくため社外取締役に選任いたしました。また、当社と川崎氏との間に利害関係はなく上記属性いずれにも該当しません。少数株主保護の観点から一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。
幾石　純	○	―――	幾石純氏は、長年にわたる金融機関での経験を有しており、金融および証券関係の豊富な専門知識ならびに経営者として培われた幅広い見識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監視していただくとともに、当社の経営全般に助言頂くことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂くため社外取締役に選任いたしました。また、当社と幾石氏との間

			に利害関係はなく上記属性いずれにも該当しません。少数株主保護の観点から一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

(1) 監査役と会計監査人の連携状況
当社は赤坂満秋、海生裕明と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けております。その監査業務内容について、監査役会が会計監査人と必要に応じて適時会合を持ち、会計監査人の当社に対する指摘事項を把握し、改善助言及び改善状況の確認を行っております。

(2) 監査役と内部監査部門の連携状況
監査役と内部監査室は毎月情報交換を行い連携体制の充実を図りつつ、内部監査室は、監査役が要望する事項を含め内部監査の状況を報告しております。また、監査役より要望があった際には、総務部の使用人が監査役を補助する体制をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉本　眞一	他の会社の出身者													
細木　正彦	公認会計士													
勝部　日出男	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉本　眞一	○	―――	杉本氏は、多数の企業に対するコンサルティングに裏打ちされた企業経営の専門的かつ客観的な視点が、当社の監査業務においてその職

			務を遂行して頂くに相応しいものと判断し、社外監査役に選任しております。また、当社と杉本氏との間に利害関係はなく上記属性いずれにも該当しません。少数株主保護の観点から一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。
細木　正彦	○	―――	細木氏は、公認会計士として培われた専門的な知見・経験ならびに企業における社外監査役を長きにわたり務められた経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役選任をお願いするものであります。また、当社と細木氏との間に利害関係はなく上記属性いずれにも該当しません。少数株主保護の観点から一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。
勝部　日出男	○	―――	勝部氏は、株式会社ナレッジカンパニーの代表取締役であり、企業経営者としての経験と、企業における社外取締役を務め、広範な実業、経営経験に裏打ちされた、幅広い知見を有しており、、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任いついました。 また、当社と勝部氏との間に利害関係はなく上記属性いずれにも該当しません。少数株主保護の観点から一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状、取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施しておりませんが、今後、施策については都度検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書にて社内及び社外の別に各々の総額を開示しております。
2015年10月期における役員報酬は、以下のとおりであります。
取締役　10名　　41,000千円（社外取締役を除く）
監査役　2名　　6,000千円（社外監査役を除く）
社外役員4名　　4,000千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会において年間報酬の総枠を決議し、役員報酬規程に則り取締役各人別の年間報酬額は取締役会で決定します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

総務部において、社外取締役及び社外監査役の業務を補佐しております。
社外取締役及び社外監査役より情報・資料の提供の指示があった場合、総務部にて対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1） 業務執行の方法
当社における取締役会は、経営戦略の策定・業務執行に関する最高意思決定機関として毎月定例的に開催しております。取締役総数は7名であり、うち2名が社外取締役であります。男女比は男性7名、女性0名の構成です。また、常勤取締役を中心に会社横断的な予算統制と意思決定プロセスにおける審議の充実を目的に経営会議を設けております。

（2） 監査・監督の方法
a.内部監査
内部監査は、会長直属の内部監査室が担当しており、その人数は2名であります。内部監査室の監査報告書は会長のほか監査役に対しても提出すること等により、内部監査室と監査役監査との連携を図っております。

b.監査役監査
当社においては、監査役会は4名で構成されており、うち3名が社外監査役であります。監査役は、月次の取締役会及び必要に応じてその他の重要な会議に出席し、取締役による業務執行状況、取締役会の運営手続等について監視しております。

c.会計監査
会計監査につきましては、赤坂・海生公認会計士共同事務所を選任し、監査契約のもと公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。
会計監査人の監査においては、監査役は必要に応じて適時会合を設け情報交換を行うなど、監査役、会計監査人が連携を図ることで実効性が高まるよう努めています。
業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人は、以下の通りであります。

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人
公認会計士　赤坂　満秋　赤坂・海生公認会計士共同事務所
公認会計士　海生　裕明　赤坂・海生公認会計士共同事務所
監査業務に係る補助員の構成
公認会計士　4名
その他　3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立するために、「監査役設置」型を採用しております。
社外取締役は、企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営の機能性を高めると共に、経営に外部視点を取り入れ業務執行に対する一層の監督機能を図る役割を担っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	定時株主総会において、株主の皆様に事業報告の内容をわかりやすくお伝えすべく、グラフ、表、概念図等をスクリーン表示するビジュアル化を取り入れております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページにおいて掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、任意開示資料等についてホームページ上に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務人事本部　総務部がIR業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規範において、(1)高品質企業の創造、(2)公正・透明な取引、(3)権利や財産の尊重、(4)コーポレートガバナンスの推進、(5)社会貢献や環境への配慮を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、社会の発展とともにあることを強く認識し、社会貢献や環境に配慮し、社会とともに発展することを目指し、省資源、省エネルギー、リサイクル意識の向上のための種々の施策を推進しています。また、ボランティアのための休暇取得を可能とし、従業員が広く社会貢献に寄与できるような体制整備に心がけております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1)取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は現在、企業風土のあり方を抜本的に変革し、コーポレートガバナンスの強化およびコンプライアンス体制を再構築すべく、再発防止策および内部管理体制の整備と運用に取り組んでおります。当社取締役会の諮問機関として、経営監視委員会を設置し、再発防止策の改善措置の実施状況についてのモニタリング等、当社の経営に対する有益な助言・指導が行われております。
取締役および使用人が法令、定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、SJI行動規範を制定し、指針としております。また、当社コンプライアンス委員会において、取締役および使用人に対するコンプライアンス意識の普及、啓発活動を実施しております。これらの活動は定期的に取締役会および監査役に報告されております。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてSJIヘルプラインを社内および社外に設置・運営しております。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令および文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁結果を稟議書等の文書又は電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、保存しております。取締役および監査役は、文書管理規程により、適切に管理し、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社はコーポレートリスク評価規程に基づき、財務部門が定期的なリスクの評価を実施し、経営会議で対応策の策定を実施しております。社長は、リスク評価の結果を踏まえ、適切な管理者あるいは、グループ経営者等に対し必要な内部統制の整備を指示しており、リスク評価の結果と対応等を取締役会に報告しております。また、当社グループ全体の経営・事業・財務に関するリスク、コンプライアンスに関する事項、情報セキュリティに関する事項、災害対策に関する事項に関するコーポレートリスク規程規程を設け、経営や事業に影響をおよぼすコーポレートリスクを適正かつ円滑に管理しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役および使用人が共有する全社的な目標を定め、執行担当取締役はその目標達成のために各担当の具体的な目標および会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、これを取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことで全社的に業務の執行が効率的に行われる体制を構築しております。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業グループとしての経営効率の向上に資することを目的とした関係会社管理規程を設けております。子会社における重要事項については、財務経理部門担当役員が事前に資料を入手し検討を行い当社取締役会の決議を受けるとともに、報告事項に関しても子会社の経営内容を的確に把握するため、財務経理部門担当役員が資料を入手し検討を行う体制としております。

(6) その他当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループにおける業務の適正を確保するため、当社役職員の子会社への派遣、業務遂行のための子会社との日常的な情報の共有、子会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を実施しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、総務人事部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役及び所属部門責任者等の指揮命令を受けないものとしております。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、SJIヘルプラインにおける通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備しております。

(9) 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
取締役および使用人は、内部通報者保護および個人情報保護に関連する当社規程に準じて当該報告をした者が、不利な扱いを受けないように適切な処置をしております。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくことが望ましいが、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。なお、当該費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性および適正性に留意しなければならないと監査役監査基準にて定めております。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 取締役および使用人は監査役の職務の執行に関する理解を深めるとともに、監査役の職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるための環境を構築するよう努めております。
ロ. 代表取締役は、円滑な意思疎通をはかるため、監査役と定期的に意見交換を行っております。
ハ. 内部監査部門および会計監査人は、取締役会と相互に連携をはかり、監査役の職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるよう努め、監査の実効性を高めております。

なお、当社は、平成27年6月24日付「再発防止策及び法令遵守体制の整備等の改善措置の実施状況並びに今後の方針等に関するお知らせ」のとおり、内部管理体制の改善を推進しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断いたしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

会社情報の適時開示に係る社内体制の整備状況

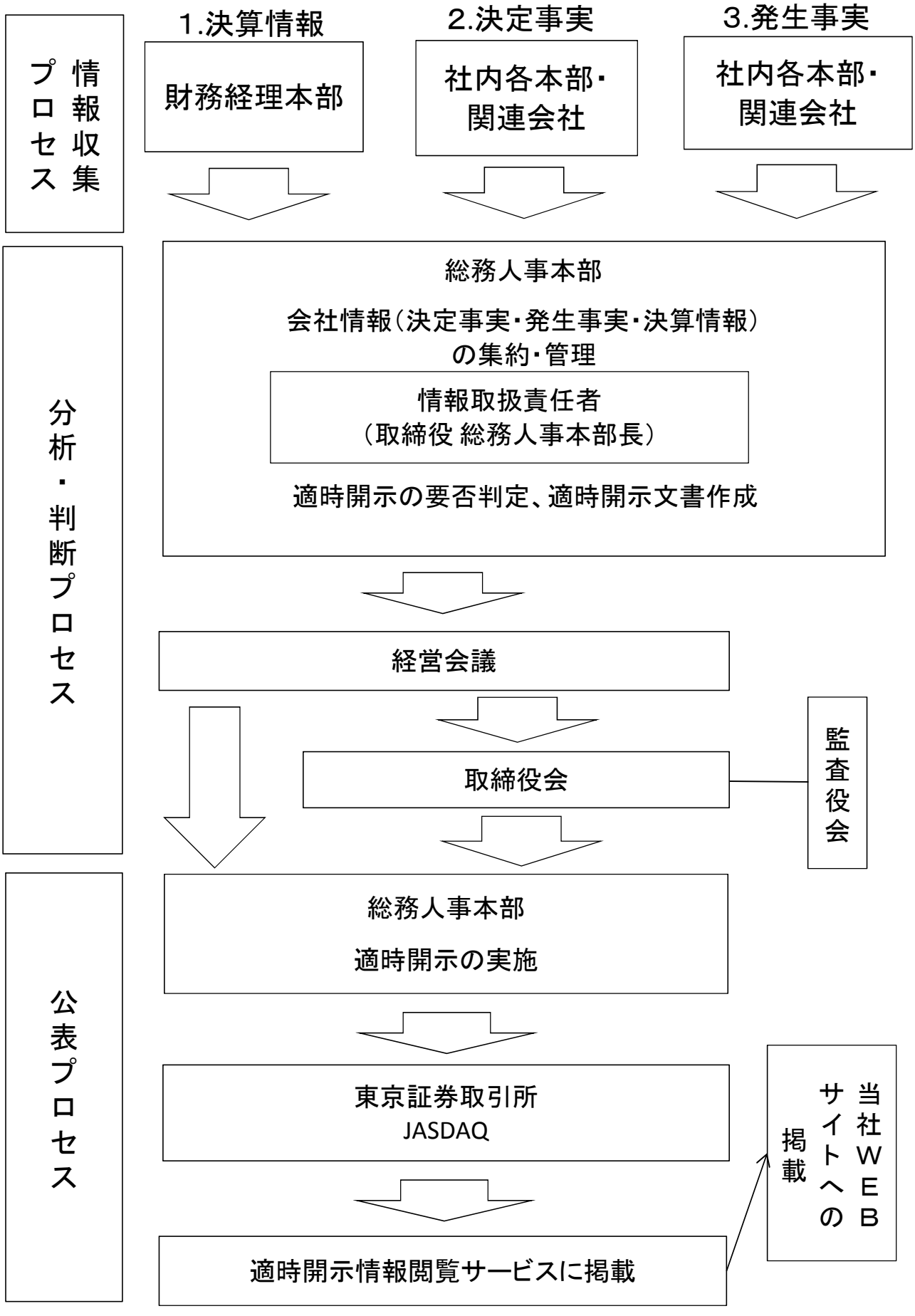

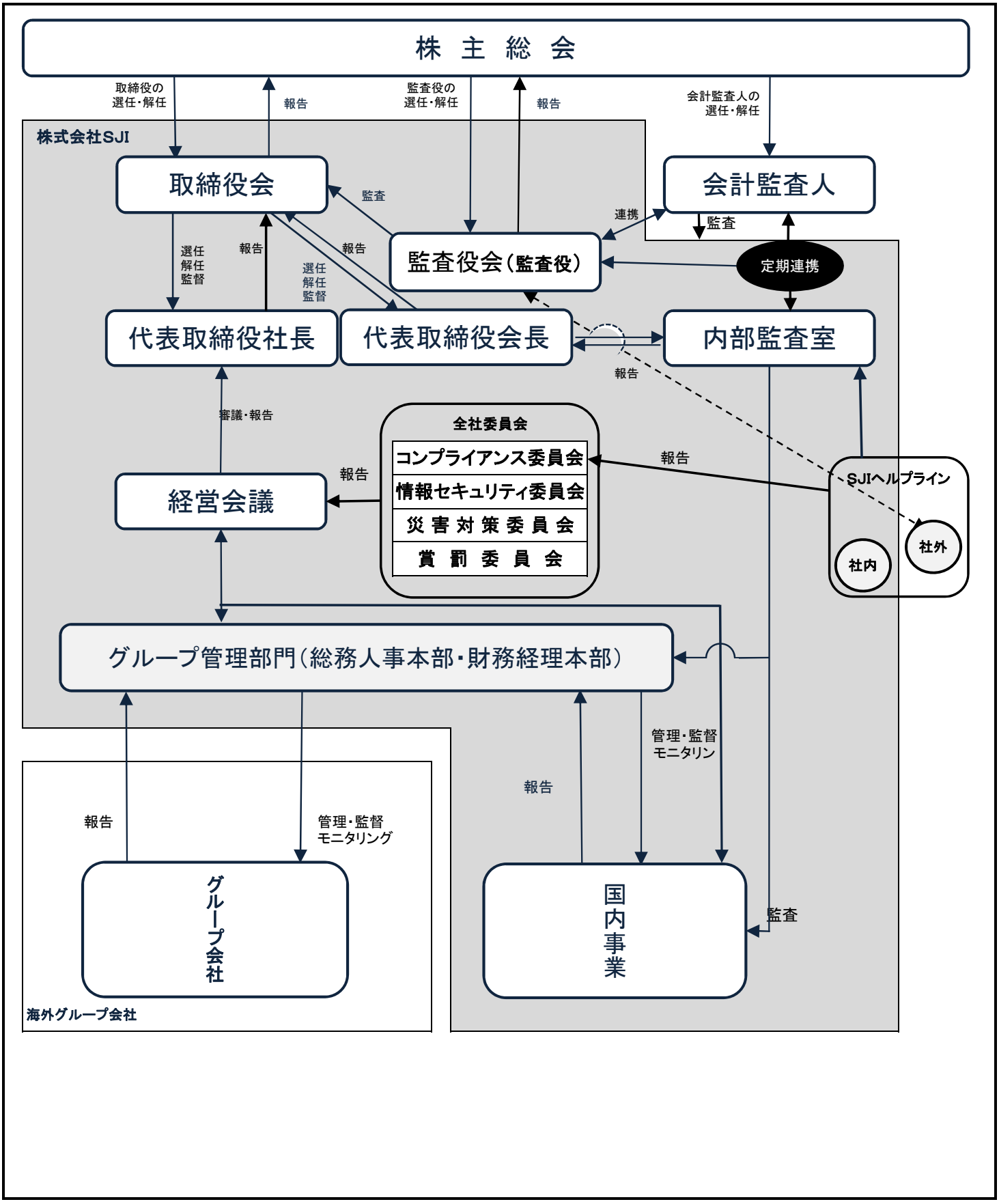
株 主 総 会
取締役の
選任・解任
報告
監査役の
選任・解任
報告
会計監査人の
選任・解任
株式会社SJI
取締役会
監査
会計監査人
連携
監査
選任
解任
監督
報告
報告
選任
解任
監督
監査役会（監査役）
定期連携
代表取締役社長
代表取締役会長
内部監査室
報告
審議・報告
全社委員会
コンプライアンス委員会
情報セキュリティ委員会
災 害 対 策 委 員 会
賞 罰 委 員 会
報告
報告
SJIヘルプライン
社内
社外
経営会議
グループ管理部門（総務人事本部・財務経理本部）
管理・監督
モニタリン
報告
報告
管理・監督
モニタリング
グループ会社
国内事業
監査
海外グループ会社